

# 知財立国への制度改革とその成果

馬場 錬成

2002年3月から始まった小泉内閣の「知財立国」政策は、知財分野にとどまらず、国民の生活様式や国民意識、社会構造、企業と大学の経営、研究・開発、産業構造まで「国のカタチ」を変える大改革である。これまで21本の法律を改正し、多くの成果を出してきたがまだ道半ばである。法学一辺倒できた日本の國の制度作りに、初めて理系人材が大きな役割を果たす時代になったが、まだ時代認識を明確に捉えられない人が多い。知財改革に後ろ向きの「抵抗勢力」を断固として排除しなければ、日本の知財改革は中途半端になってしまうだろう。重要なことは、時代認識を明確に持ち、国民自身が責任を持って改革することである。

キーワード：知財立国、国のカタチ、知財推進計画、知財高裁、大学知財本部、模倣品対策、コンテンツ・ビジネス、知財人材

## 1. 政治主導で進む知財改革

2006年4月25日、自民党は知的財産戦略調査会（甘利明会長、保岡興治最高顧問）を設置し、第1回会議を党本部の大会議室で開催した。これまで知財関係は、司法制度調査会や経済産業部会などが合同会議の形で扱ってきたがこれを一本化し、政策提言をさらに積極的に推し進める姿勢を示したものだ。会議には、全省庁の知財担当官僚と民間の知財関係者が集まり、自民党議員が次々と行政側に注文をつけて今後いつぞうの取り組みを迫った。

国の大きな制度改革では、官僚が主役になって進めることが多いが、知財制度改革では政治主導で進められてきた。1990年代から始まったITによる産業技術の大変革によって製造現場は新たな技術革新が迫られ企業の戦略が問い合わせられた。社会構造も変革すると共に国家の戦略も見直す時期になっていたが、行政も司法も時代認識に乏しく意識改革が遅々として進まない。知財重視の社会を構築しなければ日本の産業競争力は地盤沈下して決定的なダメージを受けかねない状況になっていた。

2002年1月10日、民間団体の知的財産国家戦略フォーラム（荒井寿光代表）が取りまとめた「知財立国100の提言」が、自民党の保岡興治代議士に提出され、保岡代議士は直ちに首相官邸に働きかけて「知財立国」の政策立案が策定された。この提言はいわば知財

ばば れんせい  
東京理科大学 知財専門職大学院  
〒102-0072 千代田区飯田橋4-25-1-12

立国へのグランドデザインを描いたものである[1]。

革新的な知財制度改革の提言に見えるが、実はアメリカの知財戦略から遅れること20年であり、荒井氏はこれを称して「日本の知財制度は、アメリカから周回遡れになっている」と警鐘を鳴らしていた。

この提言には、日本の近未来の姿を描いた2つのシナリオを盛り込んでいた。日本の知財制度が空洞化してベンチャー企業も活性化せず、日本経済はますます低迷していく「悲劇のシナリオ」と、小泉政権が知財基本法を制定し知財裁判所の創設など知財改革に精力的に取り組んで知財立国を確立する「救国のシナリオ」である。これは知財関係者だけでなく、各界の多くの指導者たちから関心を集めた内容であった。

荒井氏は「この提言をまとめたころ、日本は悲劇のシナリオを歩き始めていた。救国のシナリオに舵を切るぎりぎりの時期だった」と振り返る。保岡代議士は弁護士であり、知財制度に精通している。小泉首相の重要なブレーンとして適切な政策を進言する立場にあった。知財改革は、民間団体の提言を受けた保岡興治、甘利明代議士ら知財をよく知る有力政治家が呼応し、首相官邸を動かして政治主導で始まったのである。

知的財産と言えば、特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法などの法的枠組みによる制度を考えがちだが、それはごく一部のことである。いま進んでいる本当の姿は、工業社会が成熟して知識社会へと移行していく過程で出てきた製造方法、技術、価値観の変革が研究・開発、創造文化にまで広範囲に影響を及ぼし、国民生活、教育現場、企業経営などに意識改革を迫っている時代の大きなうねりなのである。

表1 日米の知的財産戦略の動き

アメリカの動き	年	日本の動き
アメリカで史上初めて、微生物を特許と認める	1980	
バイ・ドール法を制定		
ソフトウェア特許を認める	1981	
連邦巡回控訴裁判所(CAFC)を創設	1982	
「ヤング・レポート」がまとまる	1985	
「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」	1986	
(TRIPS=トリップス)の交渉が始まる		
国際貿易委員会(ITC)の権限強化	1988	
トリップス協定がまとまる。仮出願制度を創設	1995	
経済スパイ法を施行	1996	
ビジネスモデル特許を認める	1997	「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書発表
	1998	大学等技術移転促進法施行(TLOの整備)
	1999	特許法改正(審査期間を短縮、損害賠償の強化) 産業再生法(日本版バイドール法)の制定
出願公開制度が発効。特許の外国出願が急激に増加。	2000	
	2002	知的財産戦略会議設置 知財戦略大綱の制定 特許法改正(プログラム特許、先行技術開示義務) 弁理士法改正(侵害訴訟代理権)
	2003	知財推進計画2003の制定、知的財産基本法の制定
パルミサーノ・レポートを発表	2004	知財推進計画2004の制定
	2005	知財推進計画2005の制定 知的財産高等裁判所の設置
	2006	知財推進計画2006の制定

知財に係る人は企業にとどまらず、大学や研究機関の研究者、中小ベンチャー企業などにも広がっており、産業界は製造業に限らず、出版、音楽、映画などの創作物の権利をビジネスにするコンテンツ・ビジネスの分野に波及している。

行政当局も、従来の特許庁だけに限らず、模倣品対策には税關を担当する財務省や外交折衝する外務省、農産物や植物新品種の保護、種苗の持ち出しに関しては農水省、産学連携では経産省、文部科学省、薬の特許関係では厚労省、IT関連の知財問題に関しては総務省、著作権関係では文部科学省など全省庁にまたがって対応が迫られている。

これまで知財を手がけてきた法律を中心とする専門家から手を離れ、国家の戦略、企業経営、教育と研究現場、個人の生活様式に至るまで広範囲に影響を及ぼすテーマになってきた。知財改革とは、国のカタチを変える大改革なのである。その本質を知らなければ、単なる制度改革の視点でしか物事を考えることができず、誤った認識のまま方向を見失うことになる。

時代認識ができない人々の代表は、知財制度改革に後ろ向きになっている一部の学者と行政組織・官僚である。この一群の人々は「抵抗勢力」と呼ばれており、いまなお知財改革のブレーキ役になっている。

2006年2月17日に自民党が発表した「知的財産基本法の施行状況と今後の知的財産戦略について」は、

3年前に施行された知的財産基本法の附則にある「施行後3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」を受けて発表した知財改革の簡潔な総括と提言である。

その冒頭に「知的財産に係る諸政策が実施されてきたが、これらは自由民主党による政治主導の賜物である」と書き、それに續いて「次の3年間においても引き続き政治主導の下に、改革を加速していくことが必要である」と明記している。今後も政治主導で進める方針は変えないとする決意表明もある。

## 2. 知財推進計画と施行方針

2002年2月4日の小泉首相の施政方針演説から始まった知財立国の取り組みは、行政施策としては例を見ない速さで次々と改革を断行してきた。

その年3月、首相官邸に知的財産戦略会議が設置され、7月には「知的財産戦略大綱」が策定された。取りまとめに僅か3ヶ月という異例の早さだった。続いて12月に知的財産基本法が制定され、翌年3月1日から施行された。同時に官邸に知的財産戦略本部が設置され、本部長に小泉首相が就任した。

知財本部は、全閣僚と民間委員10人からなる日本の知財施策の最高意思決定機関である。2003年7月に「知的財産推進計画2003」を決定したが、それ以

これまでに成立した知的財産関連法  
(内閣官房・知的財産戦略推進事務局作成)

年	法律名（括弧内は改正対象となった関係法律）	公布日
2002	知的財産基本法	2002年11月27日
2003	関税税率法等の一部を改正する法律（関税税率法）	2003年3月31日
	不正競争防止法の一部を改正する法律（不正競争防止法）	2003年5月28日
	特許法等の一部を改正する法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）	2003年5月28日
	著作権法の一部を改正する法律（著作権法）	2003年6月18日
	種苗法の一部を改正する法律（種苗法）	2003年6月18日
2004	民事訴訟法等の一部を改正する法律（民事訴訟法、特許法、実用新案法）	2003年7月16日
	関税税率法等の一部を改正する法律（関税税率法）	2004年3月31日
	破産法	2004年6月2日
	特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（特許法、実用新案法）	2004年6月4日
	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律	2004年6月4日
	著作権法の一部を改正する法律（著作権法）	2004年6月8日
	知的財産高等裁判所設置法	2004年6月18日
	裁判所法等の一部を改正する法律（裁判所法、民事訴訟法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法）	2004年6月18日
	信託業法	2004年12月8日
	関税税率法等の一部を改正する法律（関税税率法）	2005年3月31日
2005	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（中小企業経営革新支援法）	2005年4月13日
	商標法の一部を改正する法律（商標法）	2005年8月8日 成立
	不正競争防止法等の一部を改正する法律案（不正競争防止法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、弁理士法）	2005年通常国会で成立
	種苗法の一部を改正する法律案（種苗法）	2005年通常国会で成立
	食育基本法案	2005年通常国会で成立

降毎年推進計画が策定されている。これまでの知財推進計画は、「推進計画2003」が270項目、「推進計画2004」が400項目、「推進計画2005」が450項目の策定を打ち出している。

3年間で1,120項目からなる大改革である。中には重複しているものもあるが、計画内容は年々拡充してきている。さらに表で見るよう3年間で主な法改正は、21本を数えている。

### 3. 国のカタチを変える2005推進計画

一連の推進計画の中でも「推進計画2005」で掲げている改革の内容は、知財だけに絞ったものではなく、戦後日本が築きあげてきた産業構造、社会制度、国民生活を根底から見直し、作り變えるものであった。この推進計画は参考文献の中で掲げたサイトから誰でもプリントできる。これは必見の施策計画なのでまだ見ていらない読者には一読をお勧めする[2]。

この推進計画の中で、例えば研究現場での「研究ノートの導入を奨励する」施策は、日本の研究文化を変革させていくものだ。すでにアメリカでは必定になっ

ている研究ノートを日本でも定着させようとするもので、产学連携活動が活発になり、大学の知財権利取得、技術移転に伴うライセンス契約などが普及すれば、今後、研究ノートは不可欠になってくる。

研究途上にある試料提供などで必要になってくるMTA (Material Transfer Agreement) は、大学・研究機関に存在する独特のライセンス契約もある。これをスムーズに進めるには、研究ノートが必要になってくる。

またデザイン戦略の推進では、「公共事業におけるデザイン・景観に配慮した社会資本整備を推進する」とか「新日本様式デザインを推進する」などとしている。公共事業でも知財を考慮した施策が必要になってきた。

知財を活用して地域を振興する項目では、地方公共団体の知財支援策や体制の整備を細かくあげている。これを受け幾つかの自治体では、地域の知財戦略の策定を始めており、2006年4月1日から施行された地域団体商標とも相俟って、地域の村おこしや地域ブランドの振興を促し、大きな意識改革となっている。

コンテンツを活かした文化創造国家への取り組みの章では、コンテンツ・ビジネス業界の近代化や合理化の推進を盛り込んでいる。日本のこの業界は古い体质を残したまま相当に遅れていると指摘されてきており、世界へのコンテンツ発信を強化するための海外展開の支援策もあげている。

ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進めることも盛り込まれている。「国民運動として食育を推進する」や「安全・安心と正直さが伝わる食材づくりを推進する」との項目もある。ファッションビジネスの振興にも課題をあげている。一見、知財とはあまり関係がないような項目が散見しているが、知識社会を迎えたいま、豊かな社会と生活を実現するために質の高い国作りを目指していることが分かる。

知財推進計画の施行方針は、03年3月から06年2月までを第1期としており、特許審査や知財紛争処理などに係る基本的な制度の整備を進め、各種法令や指針などの制定と改正を実施する。

また産学官の協力体制を整備すると共に、大学で生まれている研究成果を早く企業などに移転して社会貢献ができるように制度を改革してきた。大学知財本部の設置や技術移転機関（TLO）整備などである。

第2期は、06年3月から09年2月までの3年間になる。知財立国への実行性の強化であり、知財活用に

による国際競争力の強化の実現である。実施された制度整備の有効性の検証や必要な制度改革の実施も重要な課題としてあげられよう。

#### 4. これまでの知財改革の主な成果と課題

##### 4.1 知財高裁の設置

これまでの主な成果の中で最初にあげたいのは、知財高裁の設置である。自民党も「最大の成果」としてあげているのは、行政と司法の抵抗勢力を排除して設置にこぎつけたからであり、これこそまさに国民の総意として実現した戦後最大の司法改革であった。

知財高裁の創設をめぐっては、知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会や司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会で論議されたが、法律家や行政の代表者は創設に反対し、日本の大企業の集まりである知的財産協会、経済界やベンチャー企業創業者らは賛成の意見だった。法案提出直前まで、最高裁の幹部は手分けをして、専門調査会や検討会の委員の間を回って反対するように働きかけたが、立法府はこれをはねのけて実現した[3][4]。

参考文献の中でも書いたが、知財訴訟検討会のヒアリングで発言した成蹊大学の安念潤司教授は、マイルドな表現をとりながらも司法と知財法律学者らの考えを糾弾したものである。

##### 4.2 大学知財本部と知財活動

TLO（技術移転機関）や大学の知財本部設置によって、大学発のイノベーション創出が期待されているが、大学からの特許出願件数は、2000年度から2004年度までの間に10倍以上に急増している。表で見るように2004年度だけでも6,000件近くの特許が出願されている。特に国立大学の増加が目立ち、平成15年度は918件だったのが16年度は3,757件と4倍以上の伸び率だった。各大学の知財本部やTLOの活動が軌道に乗ってきた証拠である。

大学別ベンチャー企業創出のトップ10を見ると、2001年に251社だったが、05年には1,141社となり4.5倍の伸び率になっている。特許出願件数やベンチャー企業の設立数が伸びているのは確かだが、アメリカとは比較にならない。

2004年の日米の大学の知財活動を比較すると、国内特許出願件数は、日本5,085件に対しアメリカは9,562件だ。人口比で比較するとほぼ互角と見ていいだろう。ところが実施ライセンス件数でみると日本477件に対しアメリカは4,087件で一桁違う。ライセ

表2 平成16年度の大学の特許出願件数

	国内と外国出願	国内出願	外国出願
総数	5994	5085	909
国立大学	4152	3756	396
私立大学	1720	1214	506
公立大学	122	115	7

表3 大学発ベンチャー企業数（筑波大学調べ）

年度	ベンチャー設立数
2000	128
2001	251
2002	424
2003	614
2004	916
2005	1141

ンス収入額を見ると、日本5億4,000万円に対し、アメリカは約1,197億円と圧倒的な差が出ている[5]。

大学で創出された研究成果の社会還元は大学の使命の1つだが、投資に見合う成果は未知数だ。大学には独立と学問の自由の前提に立った研究活動とイノベーション創出という大学本来の使命がある。特許を取得し、ライセンス契約してロイヤリティ収入を得るのも1つの使命だが、この場合、知財本部やTLO活動はあくまでも手段であって目的ではない。

国からの助成制度を打ち切られた後でも、独立採算で存続できるかどうかこの数年内に正念場を迎えることになる。

##### 4.3 模倣品対策の取り組み

中国、台湾、韓国などで製造された模倣品や海賊版が日本に輸入され水際で阻止する法整備が行われた。中国では模倣品・海賊版を製造する地下工場が後を絶たず、中国発の模倣品・海賊版が世界中に出回っている。中国政府も野放しにしているわけではなく、取り締まりに取り組んではいるがとても手が回らないのが現状だ。

模倣品・海賊版がなぜこれほど出回るようになったのか。筆者は2003年から中国の模倣品製造と知財被害の実態を取材してきた。取材を進める過程で、模倣品・海賊版の跋扈はIT産業革命のあだ花であることが分かった。90年代から普及したITツールと手段によってもの作りの現場では、何時でも誰でもどこでもほぼ同じ品質の製品を作るツールと手段を持つことができるようになったからだ。

中国のCD、DVDの製造工場は、世界でもトップクラスの設備を備えた近代的な工場ができているが、

そこに搭載するコンテンツがない。どうしても既成のコンテンツにただ乗りする風潮が出てくる。中国には最新の工作機械やマシニングセンターを備えた金型工場が多数生まれており、製造技術は先進国と並ぶ企業も出てきた。しかし市場で競争力を持つ製品が出てこない。自社ブランドでは市場の競争力がない。企画・設計などではまだ大きく遅れているため、どうしても模倣品製作に行かざるを得ない[6]。

中国で製造して世界中に輸出される模倣品・海賊版は、国際的な枠組みで対応しなければ防止するのは難しい。日本は、模倣品・海賊版の輸出・通過の禁止や犯罪収益の没収を核とする模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱し実現を目指している。

#### 4.4 コンテンツ・ビジネスの振興

「デジタルコンテンツ白書2005」によると、日本のコンテンツ産業の市場規模は13兆3,362億円である。世界のコンテンツ産業規模は、約130兆円とされているので日本はその10%を占めている。アメリカのコンテンツ産業は約60兆円であり、世界の約46%を占めている。コンテンツ産業の成長率はGDP成長率を上回る勢いで上昇しており、これはさらに強くなるだろう。

知的財産本部・コンテンツ専門調査会では、コンテンツ産業で指摘されている課題を洗い出し、その解決方向と取り組みを論議しており、クリエーター大国に向けた課題提起などが論議されている。日本の企業はクリエーターが作成した権利を丸ごと買い上げてしまうことが多いが、企業はその権利を富の再生産として活用していない。バランスシートに積んで償却するだけであり、権利を取り上げられたクリエーターが適切な利益を得られる仕組み作りができなければ、いつまで経っても浮かばれない。

クリエーターが適切なリターンを得られるリーガルサービスが弱いからであり、実務家と弁護士、弁理士が一緒になってクリエーターもユーザーもWin-Winになる仕組みを作らなければならない。

日本のコンテンツ・ビジネスはまだ始まったばかりだが、世界で評価されているアニメ、漫画、映画、音楽など多数あり、これを国際ビジネスに発展できれば新たな雇用創出、産業振興に結びつくだろう。

#### 4.5 知財人材の育成

知財本部の知的創造サイクル専門調査会がまとめた「知的財産人材育成総合戦略」を見ると、产学研官で多様な知財人材がいかに不足しているかが分かる。文部

科学省が民間企業を対象に調べた知財関連人事の過不足についての調査結果によると、不足と回答した企業が半数以上を占めている。5年後の過不足についても横ばいで推移すると予想している。

特許などに関わる専門職についての日米比較をすると、アメリカにはパテント・エージェント(Patent Agent)とパテント・アトーニイ(Patent Attorney)という専門家がいる。前者はアメリカ特許商標庁に出願する特許手続の代理を行う人であり、後者は各州の弁護士資格に加えてパテント・エージェントの資格も持っている人だ。

アメリカでは両者の合計数が約3万人であるが、日本では弁理士数が約6,000人しかいない。人口比で見るとアメリカは日本の2.5倍である。弁護士数を見てもアメリカは約100万人、日本は約2万人だが、そのうち知財を業務とする日本の弁護士は約1,500人と見られている。日本の弁護士は法学部出身者が圧倒的に多く、アメリカは理工系出身の弁護士が多いことが特長だ。

政府の掲げている知財人材の3つの目標は、①知的財産専門人材の量を倍増し質を高度化する、②知的財産創出マネジメント人材を育成し質を高度化する、③国民の知財民度を高める一である。この目標を実現するためには、次のような人材像を描いている。

まず国際的に闘える人材だ。英語能力のある国際的な交渉力を持っている人や先端技術を理解できる人材も求められている。技術だけではなく経営学、税務、会計などにも精通した知財人材も求められている。さらに知財競争を勝ち抜く経営人材だ。技術の目利きと事業家への資質を備えたマネジメント人材である。

いま大きな問題点として浮かび上がっているのは、理系人間がロースクールに入ってこないことである。全体に占める理系学生は最初の年が約8%，2年目で約7%，3年目はもっと下がると予想されている。ロースクールが発足した背景には、理系人間の参入を期待し、科学の素養を備えた弁護士を世に出して活動させようとしたことがあるが、現状はそのようにはなっていない。

理系の人材輩出を考え、「司法試験の選択科目の比重の問題など、弁護士になりやすくするインセンティブを考えた思い切った設計が必要だ」(専門調査会での渡部俊也東大教授の提言)という意見がある。知財法曹養成という観点から、理系人間の法曹界への進出はイノベーション創出時代に不可欠だ。その実現をも

つとも望んでいる企業、大学、研究者は、制度改革に対しもっと声をあげるべきだ。

#### 4.6 國際標準化などその他の取り組み

世界をリードする知財制度の構築には、まだまだ整備するべき制度と意識改革、知財社会への醸成が必要だ。これまで取り上げた施策以外では、WTO違反の恐れのある国内規格の動きに対しては、国際的な共同歩調で改善を要請する必要がある。中国は一国で13億人という消費人口を抱えているため、自国だけの規格を作っても、世界の企業がその規格を採用せざるを得なくなる。こうした戦略は各国から警戒されている。

中小・ベンチャー企業を支援する知財制度も中小ベンチャー企業から熱望されている。大企業が中小ベンチャー企業の知財を実質的に侵害したり、ライセンス契約に応じないすべて自社調達に向かう経営姿勢は国家として非効率である。企业文化をどう変えていくかも大きな課題である。

特許審査迅速化法が成立したが、審査時間の長期化はまだ解決していない。同一特許を世界各国で審査するのは効率が悪い。例えば日米のどちらかで特許審査した案件は、それぞれの国が認め合う制度ができるのか。対象を世界各国に広げれば、世界特許の実現になる。まず、日米欧の3極で、従来の技術文献を調査するサーチでは重複を避け審査を迅速化する枠組みを作れないだろうか。

日本では、特許出願から1年半後には公開されるが、アジア諸国・地域ではこの公開内容を見ることが研究開発のヒントになり、場合によってはこれを超える技術開発に向かうことも可能だ。つまり技術流出になっている。これを防止する制度を整備することも重要課題としてあがっている。

### 5. まとめ

5年余を経過した小泉内閣の最大の功績の1つは、知財立国の取り組みである。成熟した社会を迎えると同時に、ITツールと手段が産業技術を革新的に変革

させてしまい、後発国が技術導入によって先進国と同じ製品を作ることが可能となった。

国際的に競争力を持つものは、独創的な機能やサービスであり、知的財産権で保護していかなければ独自性は失われて競争力まで失ってしまう。知財改革は、ひとり知財だけではなく、国のカタチを変えるものだ。産業構造、企業経営、研究開発、社会の仕組みと文化、個人の生活状況まで変えなければ、先進国の一角落を占めるのは難しくなってきた。

知財制度の改革と知財立国への実現はまだ道半ばであり、今後も積極的に取り組む必要がある。改革実現への主役は行政でも官僚でも司法でもなく、国民自身である。国民主導の知財改革とは、国民が政治家に直接働きかけて国民自身の責任のもとに制度改革を進めることだ。法律家や官僚や司法に任せはならない。

### 参考文献

- [1] 荒井寿光+知的財産国家戦略フォーラム：「知財立国100の提言 日本再生の切り札」、日刊工業新聞社、2002
- [2] 一連の知的財産推進計画と政策を策定するための審議会の開催状況と配布資料、議事録はいずれも次のサイトから入手できる。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>
- [3] インターネットコラム「知財戦略で勝つ」  
<http://bizplus.nikkei.co.jp/colm/baba.cfm?i=2005111628onec8>
- [4] 知財高裁の創設をめぐって論議された審議会の代表的なものは、知財訴訟検討会であり、意見発表の議事録は、下記のサイトで見ることができる。この中で、安念潤司・成蹊大学教授の発言は、国民の視点に立った意見であり、知財関係の法律家の中では異彩を放っている。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai14/14gaiyou.html>
- [5] 日米大学の比較の数字は、日本は文部科学省調べ、アメリカは「AUTM US Licensing Survey 2004」による。
- [6] 馬場鍊成：「中国ニセモノ商品」、中公新書ラクレ、2004